京都市立小学校給食調理業務委託（新規９校・更新１２校分共通・10 月 5 日公告分）

<table>
<tr><th>質問 No.</th><th>質問内容</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>1</td><td>桂坂小学校・松陽小学校・嵯峨野小学校の調理場図面(平面図)について、Excel 形式の電子データでご提供いただくことは可能でしょうか。</td><td>平面図の元データは各校で管理しており、当室では PDF のみで保管しているため、提供することができません。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>評価基準の配点について、下記のとおり理解しております。この理解で相違ないか、ご確認をお願いいたします。
① 各項目の評価点数は、「非常に優れている」6 点、「優れている」4 点、「概ね良い」2 点、「劣っている」1 点、「非常に劣っている」0 点の 5 段階である。
② 特に重要事項である「⑵安全衛生管理ア～ウ」「⑶業務遂行能力ア～ウ」「⑷見積金額ア、イ」は、「非常に優れている」又は「優れている」と判断された場合に 2 点が加点され、各項目の最高点は 8 点(6 点＋2 点)となる。
③ その結果、委員 1 人あたりの配点は下表のとおり 100 点となる。
<table>
<tr><th>区分</th><th>項目</th><th>最高点</th></tr>
<tr><td>⑴ 小学校給食に関する取組(18 点)</td><td>ア・イ・ウ</td><td>各 6 点</td></tr>
<tr><td>⑵ 安全衛生管理(30 点)</td><td>ア・イ・ウ</td><td>各 8 点(6 点＋加点 2 点)</td></tr>
<tr><td></td><td>エ</td><td>6 点</td></tr>
<tr><td>⑶ 業務遂行能力(30 点)</td><td>ア・イ・ウ</td><td>各 8 点(6 点＋加点 2 点)</td></tr>
<tr><td></td><td>エ</td><td>6 点</td></tr>
<tr><td>⑷ 見積金額(16 点)</td><td>ア・イ</td><td>各 8 点(6 点＋加点 2 点)</td></tr>
<tr><td>⑸ その他(6 点)</td><td>―</td><td>6 点</td></tr>
<tr><td>合計</td><td></td><td>基本点 84 点＋加点 16 点＝100 点</td></tr>
</table>
また、「⑷見積金額」については、上記の 5 段階評価＋加点とは別に、「提案者の提示価格／提案者</td><td>お示しの理解で相違ありません。
また、（４）見積金額は、「５ 選定方法」の「（２）評価基準及び配点」の欄外に記載の比率を基に、「（２）評価基準及び配点」に記載の５段階で評価します。なお、本項目で評価点数が「0 点」となるのは、本実施要項で定めた要求を著しく逸脱した金額を提示された場合等に限ります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>の平均提示価格」による点数(8 点・6 点・2 点・1 点)が示されております。⑷ア及びイについて、それぞれ 5 段階評価と価格比率のどちらにより採点されるのか、ご教示ください。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>「⑷見積金額」の価格比率について、「99%以上 98%未満であれば 6 点」と記載されておりますが、「98%を超え 99%未満であれば 6 点」の誤記と理解してよろしいでしょうか。
当社では、下表のとおり理解しております。
<table>
<tr><th>価格比率(提示価格/平均提示価格)</th><th>点数</th></tr>
<tr><td>98%以下</td><td>8 点</td></tr>
<tr><td>98%を超え 99%未満</td><td>6 点</td></tr>
<tr><td>99%以上 101%以下</td><td>2 点</td></tr>
<tr><td>101%を超える</td><td>1 点</td></tr>
</table></td><td>誠に申し訳ありませんが、当方の誤記であり、ご指摘いただいた理解で間違いありません。</td></tr>
</table>